平成２７年（フ）第１２３号
長野県須坂市墨坂４丁目７番14―302号
債務者　中澤　明美
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1280番地の２
ユーハイツ201号
債務者　出水　容子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第１１６号
滋賀県彦根市京町２丁目３番９号
債務者　北斗秀仁こと　中西　春致
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第８２号
愛媛県四国中央市土居町天満305番地３　インフィニティ・フォレスト　201号、前住所愛媛県四国中央市土居町土居309番地１　アウローラ　ヌフⅡ　102号
債務者　石川　道大
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２４号
高知県安芸市黒鳥784番地１　コーポくろどり　202号
債務者　小松　栄作
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
宮崎市佐土原町下田島11973番地１　サンライズＫ202号、前住所宮崎県西都市大字右松671番地２　ＣＯＣＯマークⅡ201号
債務者　福島　千砂
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２７号
秋田県大仙市協和船岡字蟬ケ森15番地５
債務者　武田　政子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９号
長野県飯田市上郷黒田5121番地
債務者　羽生　和宏
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第５９号
長野県飯田市松尾明7849番地16
債務者　三浦　文男
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２７８号
大分市大字松岡3826番地（リベラＫ207）
債務者　大石　浩一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
宮崎県日向市大字財光寺3445番地22　グランデュオ・日向103号、前住所宮崎県日向市大字平岩10775番地６
債務者　辻　由紀子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第４４９号
神戸市兵庫区氷室町１丁目７番１号
債務者　チャイナボーイこと　西倉　彰良
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５０号
神戸市兵庫区氷室町１丁目７番１号
債務者　西倉惠理子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５号
松江市矢田町192番地６　近藤アパート２号
債務者　大菅　得世
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９６号
青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林32番地１
債務者　葛西　淳子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１７３号
青森市沖館５丁目16番51号　ロイヤルベイコート善知鳥202号
債務者　宮本　豊蔵
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９４号
青森県弘前市大字浜の町東５丁目４番地２　県営住宅７―３―２号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
青森地方裁判所弘前支部